

くらしの情報

※詳しいことは☎に
お問い合わせください。

子育て

里親制度説明会を開催します

県では、里親になって子どもを育てていただける人を募集しています。
まずは里親について知っていたくために、『里親制度説明会』を開催します。
里親に興味がある人、里親を希望する人は、ぜひご参加ください。

- ▼とき 7月17日(土)午後1時30分から(30分程度)。
- ▼ところ 県天草地域振興局会議棟2階・第2小会議室。
- ※説明会終了後は、個別相談に応じます。
- ☎ 県子ども家庭福祉課 96(333)2228

行政

知的障がい者(児)巡回相談

県福祉総合相談所では、専門員による知的障がい者(児)巡回相談を実施します。

- ▼とき 9月8日(月)、翌9日(火)。時間は申込者に後日通知します。
- ▼ところ 天草地域振興局。
- ▼内容 療育手帳の新規判定(対象：3歳以上)、再判定、総合的な相談(対象：18歳以上)。
- ▼申込方法 7月28日(月)までに本庁・福祉課へ申し込んでください。
- ☎ 本庁・福祉課

市民活動支援事業補助金の事業申請を募集

- ▼補助金の概要 NPO法人や市民活動団体などが地域の課題解決に向けて創意工夫する市民活動に対し、認められる事業経費の一部を助成します。
- ▼申請方法 7月31日(木)まで

特設人権相談所を開設

市内の人権擁護委員の皆さんが、人権問題や家庭問題・金銭問題などの相談に応じる特設人権相談所を、次のとおり開設します。

農業者年金受給予定者の説明会を開催

- ▼とき 7月14日(月)午後1時30分から同3時30分まで。
- ▼ところ 本庁(別館)・C会議室。
- ▼申込方法 事前に電話で本庁(別館)・農業委員会事務局へ申し込んでください。
- ※受給予定者以外の人も参加できます。
- ☎ 本庁(別館)・農業委員会事務局

健康運動教室の参加者募集!

- 対象 = 市内在住の人。
- 内容 = 筋力トレーニング・ストレッチ・エアロバイク運動。自宅などで行う運動(ウォーキング・スロージョギング)の紹介。
- 実施期間 = 8月から翌年3月まで。
- 参加料 = 月額500円。
- 申込方法 = 7月15日(火)までに、電話また

は直接、天草中央保健福祉センターへ申し込んでください(先着順)。

〔説明会〕●天草中央保健福祉センター…7月16日(土)午後1時30分から同2時30分まで●新和保健福祉総合センター…同17日(日)午後2時から同3時まで●有明保健センター…同18日(金)午前10時から同11時まで。

会場	実施日時	募集人員
天草中央保健福祉センター(亀場町)	毎週月・木曜日 ①午前の部…9:30~11:30 ②午後の部…13:30~15:30	各20人
新和保健福祉総合センター	毎週月・木曜日 13:30~15:30	10人
有明保健センター	毎週火・金曜日 9:30~11:30	5人

☎ 天草中央保健福祉センター 96(333)3737

- 相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。
- ▼とき 7月23日(土)午前10時から午後3時まで。
- ▼ところ 有明老人福祉センター。
- ☎ 天草人権擁護委員協議会(熊本地方法務局天草支局内) 96(246)7

平成26年度 狩猟免許試験を実施

- 〔狩猟免許試験〕
- ▼とき 8月24日(日)午前9時から。
- ▼ところ 天草地域振興局(今釜新町)。
- ▼申込方法 8月14日(土)までに、天草地域振興局林務課へ申し込んでください。
- ☎ 天草地域振興局林務課 96(435)9

- 〔狩猟免許試験の講習会〕
- ▼対象 事前に天草地域振興局林務課で免許試験の申し込み手続きを完了している人。
- ▼とき 8月12日(火)、同22日(金)(両日とも)午前9

- 時から)※網・わな・第二種銃猟は8月12日のみ、第一種銃猟は両日の受講となります。
- ▼ところ 天草建設会館(本渡町広瀬)。
- ▼申込方法 当日会場で受け付け。
- ☎ 県猟友会 96(096)371(664)1
- 〔狩猟免許新規取得の経費を補助〕
- ▼補助対象 市内在住で狩猟免許を新たに取得した人。
- ▼補助額 免許取得に要した経費の2分の1(ただし、1万円を限度)。
- ▼申請方法 本庁(別館)・農林整備課、各支所担当課へお尋ねください。
- ☎ 本庁(別館)・農林整備課 / 各支所担当課

森林の立木を伐採するときは届け出が必要

森林法では、地域森林計画区域の立木を伐採するとき、伐採と伐採後の造林の届出書の提出が義務付けられています。

届け出は面積や樹木の種類などに関係なく、伐採を開始する90日から30日前までに提出してください。

☎ 本庁(別館)・農林整備課

土砂災害特別警戒区域内に住宅などを新築増改築するときは

市内では、土砂災害で建物が破壊され、住民に大きな被害が生じる恐れがある場所を、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)として、県が区域指定を行っています。

同区域内に、住宅や事務所等の新築・建て替え・増改築などを行うときは、想定される土砂の衝撃に耐えるコンクリート造の壁の設置などが必要となります。また、都市計画区域外であっても建築確認申請手続きが必要となります。

急傾斜地や地滑り区域等に建物などを新築・増改築するときは、区域の指定について、必ず天草地域振興局工務第二課 96(464)3にご確認ください。

☎ 本庁(別館)・建築課

介護保険 施設入所(入院)者の食費・居住費の減額申請を!

住民税非課税世帯などの人が、介護保険施設に入所(入院)または短期入所したときは、食費・居住費(滞在費)の負担の上限額(負担限度額)があり、負担を軽減することができます(下表参照)。また、すでに負担限度額の認定を受けている人も、6月30日(日)で有効期限が切れてい

るので、古い認定証(桃色)を持参し、7月31日(土)までに更新の手続きをしてください。

- 申請先 = 本庁・高齢者支援課または各支所担当課。



◆「食費」と「居住費」の負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階(住民税非課税世帯)	食費	居住費			
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室
第1段階 高齢福祉年金受給者または生活保護の受給者	300円	820円	490円	490円(320円)	0円
第2段階 本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	390円	820円	490円	490円(420円)	320円
第3段階 利用者負担段階が第1・2段階以外の人	650円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	320円

※()内の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額。

☎ 本庁・高齢者支援課